

令和元年7月24日（水）

特許庁庁舎7階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会  
第15回意匠審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

## 目 次

1. 開 会	1
2. 座 長 挨 拶	1
3. 出席委員紹介	2
4. 特許庁挨拶	2
5. 配布資料確認	4
6. 会議の公開について	5
7. 意匠法の改正に伴う今後の意匠審査基準の改訂について	5
8. 意匠審査基準改訂の方針について	13
9. 「創作非容易性」に係る意匠審査基準について	19
10. 物品区分表の廃止に伴う運用変更について	35
11. 今後の予定	45
12. 開 会	45

## 開 会

○下村意匠審査基準室長 皆様、こんにちは。ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第15回意匠審査基準ワーキンググループを開催させていただきます。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は事務局を務めております、特許庁意匠課意匠審査基準室の下村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

新しい元号の令和になって、最初の意匠審査基準ワーキンググループとなります。

座長につきましては、これまで桜坂法律事務所の古城春実弁護士にお願いしてまいりましたが、意匠制度小委員会委員長の御承認をいただきまして、阿部・井窪・片山法律事務所です。黒田薫委員に座長をお願いしております。

## 座 長 挨拶

○下村意匠審査基準室長 それでは、黒田座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○黒田座長 黒田薫と申します。本日は皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

御存じのように、今回の意匠法改正は今までにない抜本的な改正となっております。例えば、意匠の定義規定が改正されまして、これによって物品に記録表示されていない画像や建築物といった、今までに保護対象とされていないものが、新たに意匠法の保護対象とされることとなりました。

ほかにも、例えば関連意匠制度の大幅な見直しなど、さまざまな改正点がございまして、このために、法制度の枠組みを具体化する審査基準が今まで以上に重要になってくると考えられまして、ユーザーの皆様も大いに注目しているのではないかと想像いたします。

皆様におかれましては、このような重要な局面におきまして、よりよい意匠制度を構築するためにも、ぜひとも活発な御議論をお願いしたいと思います。私自身も不慣れで御迷

惑をおかけすることがあるかと思いますが、精いっぱい務めさせていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○下村意匠審査基準室長 ありがとうございます。

それでは以降の議事進行を、黒田座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 出席委員紹介

○黒田座長 本日は今年度最初の会合ですので、事務局から委員の皆様の御紹介をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 それでは、委員の皆様を五十音順で御紹介させていただきます。

大阪大学大学院法学研究科准教授・青木大也委員。

株式会社大林組技術本部本部長室副部長兼建築知的財産課課長・柏瀬孝子委員。

一般社団法人日本知的財産協会（J I P A）意匠委員会委員長 ヤマハ株式会社知的財産部 I P イノベーショングループ主事・神田栄美子委員。

公益財団法人東京都中小企業振興公社東京都知的財産総合センター海外知財アドバイザー・小山雅夫委員。

T M I 総合法律事務所弁理士・林美和委員。

有限会社シーダブリュエス代表取締役・堀越敏晴委員。

以上でございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

#### 特許庁挨拶

○黒田座長 それでは特許庁を代表して、澤井審査第一部長から一言御挨拶をお願いいたします。

○澤井審査第一部長 澤井でございます。産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会第15回意匠審査基準ワーキンググループの開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

座長を初め委員の皆様におかれましては、大変御多用のところ御参集いただきましてまことにありがとうございます。前回まで、この意匠審査基準ワーキンググループにおいて

御審議いただきました内容は、本年1月、あるいは4月に改訂審査基準として公表させていただいており、令和時代の新しい審査指針として活用させていただいております。

また、昨年5月30日に公布されました不正競争防止法等の一部を改正する法律のうち、国内外のユーザーの皆様から、特に要請の強かった意匠の優先権書類のオンライン交換や、あるいは登録料等のクレジットカードによる納付等につきましても、その施行日が来年令和2年1月1日と定まりました。この施行に向けても、鋭意準備を進めているところでございます。

さて、デザインは企業にとってイノベーションの創出やブランド確立のために、重要性が一層増しているところでございます。皆様御案内のとおり、この5月17日に意匠法の歴史を大きく変える特許法等の一部を改正する法律が公布されました。ここに至るまで多くの困難もございましたが、最終的にはユーザーの皆様からの後押しもあり、国会で全会一致の可決を受けたところでございます。このように国会を全会一致で通過できましたことも、まさにユーザーの皆様のご期待のあらわれと思料いたします。

一方、新たな保護対象を拡充することにつきましては大きな期待とともに、その保護はどのようなものになるのかとの率直な声も聞きます。こうした皆様のご期待に応え、不安を払拭することができるのは、この審査運用の精緻な検討であり、基準の整備でございます。本日の傍聴席の皆様の数々の多さを見ましても、皆様のご期待と新たな制度への関心の高さを感ずるところでございます。

現在の状況を畑に例えますと、新たな領域を切り開き、これまでの土地を大きく広げることができた状態です。これから進めていく意匠審査基準の改訂は、その土地を耕し、整えていく過程でございます。ここで将来、ユーザーの皆様のご独自のかつイノベティブなデザイン創作の種を育み、大きな実を实らせることができるよう、制度の整備をしたいと思います。皆様にはこれから半年ほどをかけて、物品によらないGUIや建築物等、多くの点について検討をお願いいたしたく存じます。

強く、広く、役に立つ意匠権の付与に向け、委員の皆様におかれましては、ぜひとも忌憚のない御議論をお願いいたしたく存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○黒田座長 ありがとうございました。

## 配布資料確認

○黒田座長 それでは次に事務局から、配布資料の確認をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 まず、本日の資料の確認をさせていただきます。経済産業省の方針といたしましてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日のワーキンググループにおきましても、座席表につきましてはお手元に紙で配布をさせていただきましたが、それ以外の資料につきましてはタブレットでお配りさせていただいております。

簡単にタブレットの使用方法を御案内させていただきます。カバーを開いていただきますと画面が立ち上がります。PDFファイルが複数表示されていることを御確認いただけますでしょうか。こちらの資料を指でタッチしていただきますと、資料が開きます。

また、画面が立ち上がっていない場合はタブレットを縦向きに持っていたときに、右上のほうに電源ボタンがございますので、そちらを押していただきますと画面が立ち上がります。画面が立ち上がった後に、下にある丸いボタンを押していただきますとPDFファイルが複数表示されます。こちらの資料を指でタッチしていただきますと資料が開きます。ホーム画面が表示されている場合には、下のほうにございますFEと書かれた水色のアイコンをタッチしていただきますとPDFファイルが表示されます。

左上から本日のワーキンググループで使用する資料のデータでございます。01は議事次第・配布資料一覧、02は委員名簿、以下03から11番までがそれぞれ資料1から資料9のデータとなっております。それから12番から23番までが、それぞれ参考資料1から参考資料12となっております。以上、23種類の資料のデータがございます。

資料をご覧いただくには、例えば04資料2というアイコンをタッチしていただきますと、そのファイルが開きます。横の資料の場合、タブレットが縦向きですと資料が小さく表示されますが、横向きに変えていただきますと少し大きく表示されます。あとは画面上で右から左へ向けて指でめくるように動かしていただきますと、次のページに移っていただけますので、このような形で資料を御参照いただければと思います。

また、違う資料をご覧になりたい場合には資料を一度タッチしていただくと、上と下にメニューバーが表示されます。左上のほうに矢印がございます。その矢印を押していただきますとPDFファイルが複数表示されている画面に戻りますので、そちらで見たい資料を選んでいただければ中身を確認していただけます。

操作でお困りになった場合には、手を挙げて合図をしていただければ、今、手を挙げて

おります担当の者が対応いたしますのでお申しつけください。

それから、もう1点お願いがございます。議事録作成の都合上、御発言の際にはお手元のマイクを近づけて御発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○黒田座長 ありがとうございます。

#### 会議の公開について

○黒田座長 続きまして議事次第2、会議の公開についてでございます。

議論に先立ちまして、本ワーキンググループの議事の運営について事務局から説明を伺った上、皆様の御同意を得ておきたいと思っております。

事務局から御説明をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 それでは、お手元の資料1を御確認ください。

本会議は、原則として公開いたします。配布資料、議事要旨、または議事録も原則として公開いたします。ただし、個別の事情に応じまして、会議または資料を非公開にするかどうかについての御判断は、座長に御一任するものといたします。

○黒田座長 ただいまの事務局からの説明について、御異議などありますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

#### 意匠法の改正に伴う今後の意匠審査基準の改訂について

○黒田座長 それでは、次の議題に移ります。議事次第3「意匠法の改正に伴う今後の意匠審査基準の改訂について」でございます。

事務局から御説明をお願いします。

○久保田意匠制度企画室長 意匠制度企画室長の久保田と申します。よろしくお願いいたします。私から意匠法の改正について、まずは資料2に基づいて簡単に説明させていただきます。

資料2をご覧ください。資料のタイトルが「意匠法の改正に伴う今後の意匠審査基準の改訂について（案）」というものでございますが、最初に1.として意匠法の改正内容を記載しております。

まず、（1）改正の目的でございますが、近年、デザイン戦略に基づいて製品やサービ

スの付加価値を向上させることが企業戦略上重要となっており、こうした動きを支援するため、I o T時代の新技術や企業の長期的なブランド戦略に十分対応できる意匠法の抜本的な改正を行ったところでございます。

(2) 改正の内容でございますが、まずは先ほどから挙がっておりますとおり、意匠の定義の改正を行っております。昨今、I o Tの普及に伴ってG U Iが重要な役割を担うようになってきております。近年のG U Iはクラウド上に記録され、ネットワークを通じて表示される画像や壁、人体等に投影される画像など、多様な画像を含んでおりまして、これらの画像については、現行法では保護することができないというところでございます。

そこで今回の改正で、「機器の操作の用に供される」画像、それから「機器がその機能を発揮した結果として表示される」画像を保護対象に追加しております。

また近年、店舗の特徴的な外観により顧客集客力の向上や、自社のブランド構築を図る企業が増えておりまして、建築物の外観についても意匠の保護対象とするニーズが生じております。そこで、建築物の外観デザインについても、意匠権で保護する措置を講じております。

今般の改正ではそれに加えて、組物についても部分意匠の登録を可能としているところでございます。

また、「意匠」の定義の変更に伴いまして、意匠の「実施」行為につきましても物品、建築物、画像についてそれぞれ規定する改正を行っております。こちらの資料には記載がないのですが、特に画像の実施につきましても意匠制度小委員会の報告書でも報告されたところでございますが、サーバー管理者がサーバーを管理する行為につきましても、画像の実施に当たらないように規定されているところでございます。

次に、(ii) 創作非容易性水準の明確化でございます。創作非容易性の要件は、意匠の属する分野における通常の知識を有する者が「日本国内又は外国において公然知られた形状」等に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときには、登録を認めないとするものでございます。

他方、刊行物やインターネット上で公開された意匠に基づいて、容易に創作をすることができた場合には、意匠権による保護に値しないと考えられます。そこで、今回の法改正で「頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状等」につきましても、創作非容易性の判断の基礎とする資料として追加しております。

次に、(iii) 物品区分表の廃止、複数意匠一括出願でございます。意匠法第7条は、意匠

登録出願は、「経済産業省令で定める物品の区分により」意匠ごとにしなければならないと規定されております。しかし、多様な新製品が次々と市場に流通する中では、事前に物品区分表に全物品を記載することは困難でありまして、より柔軟な出願手続を設けるために、今般の改正で物品区分表を廃止して、これにかわる省令で物品の区分に係る一般的な基準を設けることとしました。さらに、同省令で複数意匠の一括出願に係る手続も規定することにしております。

続きまして、(iv) 内装意匠の保護でございます。現行法では意匠登録出願は意匠ごとにしなければならないという、一意匠一出願の原則が定められております。

近年、企業が店舗等の内装に工夫を凝らしてブランド価値を創出する事例がふえてきております。こうした店舗等の内装デザインを保護すべく、店舗の内部の設備及び装飾を構成する物品等に係る意匠は、内装全体として「統一的な美感を起こさせるとき」には、一意匠として出願し、意匠登録を受けることができるものとしました。

次に、(v) 関連意匠制度の拡充でございます。現行法上、登録可能な関連意匠の出願期間は、本意匠が掲載された意匠公報の発行日前までとしておりまして、また、類似の無限連鎖を回避するために、関連意匠にのみ類似する意匠については、関連意匠登録が認められていないということになっております。

近年、自社製品に共通の一貫したデザインコンセプトを用いることで独自の世界観を築き上げて、製品の付加価値を高める動きが加速しております。こうしたデザイン戦略に対応すべく、登録可能な関連意匠の出願期間を、「本意匠の意匠登録出願の日から10年を経過する日前」までに延長するとともに、関連意匠に連鎖して類似する関連意匠についても、意匠登録を認めることといたしました。

次に、(vi) 救済規定の整備でございます。今回の改正では、意匠登録出願の出願人の救済規定を整備しております。特許法の優先権証明書の提出がなかったときに注意喚起のための通知をし、通知を受けた者の書類等の提出を認める条文、それから、優先期間徒過後であっても、徒過した正当な理由があった場合には、一定期間内に限って優先権主張を伴う出願を認める条文について準用することとしました。また、特許庁長官等の指定する期間内に手続をすることができなかった場合にも、出願人からの請求により、その指定期間を延長することを認めることとしました。

次に、(vii) 意匠権の存続期間の変更でございます。意匠権の存続期間の満了日は、「設定の登録の日から20年」と規定されております。ブランド価値の向上を促進する観点から

は、より長い意匠権の存続期間を設定することが望ましいと考えられます。さらに近年は、特許と意匠との間での変更出願が増加してきておりまして、意匠の存続期間の満了日の起算日について、特許と合わせることを適切であると考えられます。こうした事情から、今回の改正によって意匠権の存続期間の満了日を、「意匠登録出願の日から 25 年」と改めております。

次に、(viii)間接侵害の対象拡大でございます。近年は模倣手口が巧妙化しておりまして、例えば、意匠権を侵害する製品の完成品を構成部品に分割して、非専用品のように見せかけて輸入する手口等が発見されております。こうした模倣手口に対応すべく、非専用品であっても登録意匠等に係る物品の製造等に用いる物品等であって、登録意匠等の「視覚を通じた美感の創出に不可欠なもの」について、その意匠が登録意匠であること、及びその物品がその意匠の実施に用いられることを知りながら、業として製造、輸入等をする行為についても間接侵害に該当するよう規定を設けております。

最後に、(3)改正法の施行時期でございますけれども、改正意匠法の施行は、公布の日(令和元年5月17日)から1年以内とされております。

ただし、物品区分表の廃止、複数意匠一括出願の導入、救済規定の整備の条文につきましては、公布の日から2年以内とされております。いずれも具体的な日につきましては、後日政令で定められる予定となっております。

私からの説明は以上になります。

○下村意匠審査基準室長 それでは引き続きまして私から、ただいま御説明させていただきました意匠法の改正に伴う今後の意匠審査基準の改訂につきまして、御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

引き続き資料2の、4ページ目をご覧ください。2.の改正意匠法に則して検討を行う事項」について、ご説明させていただきます。

先ほどご紹介致しました意匠法の改正項目のうち、これからご説明させていただきます以下の項目につきましては、審査の内容に関わる事項ですので、改正法に則した審査運用について、検討を行う必要がございます。それでは、今後ご検討いただきたい項目と、主な論点につきまして、ご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、今回新たに意匠法の保護対象となりました、1点目の建築物、2点目の画像、次のページに参りまして、3点目の内装意匠につきましては、いずれも具体的にどのようなものまでが意匠法の保護の対象となるのか、意匠の開示はどのような手法で行うのか、新

規性や創作非容易性等の登録要件の判断はどのように行うのかといった点について、それぞれご検討いただきたいと思います。内装意匠につきましては、さらに「全体として統一的な美感を起こさせるものであること」との登録要件がございますので、この判断をどのように行っていくかについても、ご検討いただきたいと思います。

続いて、4点目、関連意匠制度の拡充でございますが、関連意匠の出願可能期間が改正によって、大元の本意匠の出願から10年と大きく延長されることとなりました。これに伴いまして、その間の自己の本意匠等が公知となった公知意匠が、関連意匠の新規性の阻害要因とならないよう、関連意匠の新規性の判断から除外するという改正が行われています。この点について、自己の公知意匠の範囲はどこまでなのかといった点を中心に検討を行う予定です。

5点目の創作非容易性水準の明確化と、6点目の物品区分表の扱いの見直しにつきましては、今回、初回の審議事項となりますので論点のご説明は割愛させていただきます。

続きまして、7点目、こちらは、組物の意匠について、従来部分意匠の出願が認められていませんでしたが、今後は部分意匠も出願できるようになります。こうした要件緩和に対応する運用を検討するとともに、新たに保護対象となった意匠について、どのような組物の意匠を保護すべきかについてもご検討いただきたいと思います。

最後8番目の項目につきましては、保護対象の拡充に伴い、公序良俗等の観点から不登録としなければならない意匠について検討を行う予定です。以上が改正法に則した審査運用の検討項目となっております。

続きまして、5ページ下方に、3.として「意匠審査基準の構成及び記載内容の明確化・簡潔化のための検討」と記載しております。

こちらは、今回の法改正対応の項目が多岐にわたりますことから、この基準を書き換える機会に、併せて全体の構成や記載内容を、より分かりやすく読みやすい構成にしようというご提案となっております。こちらは別途、資料3を用いて後ほどご説明させていただきます。

6ページ目にお進みいただきまして、4.今後の検討スケジュール案でございます。今後の検討にあたりましては、まずは、全ての意匠に関する基本的な項目を先にご検討いただきまして、それらの検討結果を前提とした上で、新たな保護対象についてのご検討をいただきたいと思っております。

こちらに具体的なスケジュールを記載しておりますが、第15回が全体の基本方針と、

具体的審議事項を2つ、次回第16回が関連意匠、3回目の第17回に新たな保護対象をご検討いただきまして、第18回で報告書案の検討を行い、その後パブリックコメントを経て、年明け1月にパブリックコメントの結果を受け、必要に応じて検討を行う予定となっております。私からのご説明は以上となります。

○黒田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明内容につきまして、御意見、御質問などございましたらお願いいたします。

○柏瀬委員 質問よろしいでしょうか。

○黒田座長 柏瀬委員、どうぞ。

○柏瀬委員 今回の改正法の定義についてお伺いしたいのですが、第2条第2項の実施についてでございます。第2号の意匠に係る建築物の建築とあります。物品の製造に対応する言葉かと思いますが、通常建築といいますと、私どもの世界では発注行為、設計行為、それから施工行為、これら全てを指す、あるいは一部を指すということがございますので、この定義についてどういうふうにお考えになったのか、お聞きしたいと思います。

○黒田座長 ありがとうございます。その議題については、恐らく次回以降でやられるのではないかとと思いますが、今、事務局から何かご説明できることはありますか。

○久保田意匠制度企画室長 御質問いただきありがとうございます。先ほどおっしゃったように、今回の建築物の実施行為である建築は、物品の実施行為である製造に相当するものとして新たに規定されたものでございます。

物品の実施行為である製造には設計行為が含まれるかと申しますと、ここは含まれないというふうに解されるところでございますから、建築物の建築につきましても設計は含んでいないと考えております。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

小山委員、お願いします。

○小山委員 今回こういった改正で、ユーザーにとっても非常に使いやすい制度になっていくことを期待したいと思います。

改正点で今までいろいろ議論したり、法改正の台に挙がっている中で、複数意匠一括出願というものが、いろいろお聞きしたところ、審査基準じゃなくて方式マターだということで、今回も全然説明もなくいってしまうわけですが、できましてこれにつきまして、

どこかのセクションで構いませんので、複数意匠一括出願についてどのようなイメージで今考えられているか。特にこれは、ハーグについては2015年に複数意匠一括出願についてはみなし規定でOKにしているわけですから、そうすると、この改正は日本のユーザーのための改正となりますと、説明でも日本のユーザーがメリットということになるので、そこいらを十分御説明いただいて、議論をさせていただければいいのかなと思います。

○黒田座長 ありがとうございます。

事務局から御説明はありますか。

○下村意匠審査基準室長 御指摘をありがとうございます。審査の運用の整備という面では複数意匠一括出願の手続に関しては直接関係がない事項ということで、今回、意匠審査基準ワーキンググループの議題には明示的に記載いたしておりませんでした。それでは、複数意匠一括出願の全体のお手続の方針のようなものが定まってまいりましたら、このワーキンググループのいずれかのタイミングで皆様に御紹介させていただきたいと思います。

○小山委員 よろしくお願ひします。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

堀越委員、お願ひします。

○堀越委員 画像の意匠という中で、これは10月以降ということですが、操作の用に供する画面、操作の結果を表示する画面、つまり、直接画面をタッチするという話と、何かを操作した結果が表示されるという画面。これはすごく長い表現ですけれども、これを何か新しい言葉に置きかえるといったことも含みますか。

○黒田座長 新しい言葉になる……

○堀越委員 例えば、そういう操作画面に対してはこういう言い方をするとか、結果をあらわすものはこういう言い方をするとか。

○黒田座長 なるほど、ありがとうございます。事務局からご説明をどうぞ。

○下村意匠審査基準室長 先生の御指摘は、操作の用に供するとか、操作の結果を表示するという言い回しですと、ユーザーの皆様には分かりにくいのではないかとといった御趣旨でございますでしょうか。

○堀越委員 はい。

○下村意匠審査基準室長 承知いたしました。今回は意匠審査基準の表現の平易化や簡潔化を目指しておりますので、画像の意匠の審査基準を検討させていただくときに、どのよ

うな用語で記載すれば皆様にとって分かりやすいものとなるかをご検討いただきながら、用語を選んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○堀越委員 それともう1点あるんですけども、画面の中にはさまざまな表示をするアイコンも画像と呼んでいる。それから操作をする、いわゆるウィジェット、スライドですとかボタンといったものもその役割別に全部、何か用語が要するような気がしております。

○下村意匠審査基準室長 ご指摘をありがとうございます。先生が今おっしゃっていただいたようなアイコンですとかスライド等といったものにつきましては、機器の何らかの機能に関する操作を行うための構成要素かと思っておりますが、これらについて意匠審査基準上言及が必要となります場合には、分かりやすい用語を選んで参りたいと思っておりますので、また改訂基準案を提示させていただきます際には、御検討をいただければと思います。

○堀越委員 はい、承知しました。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

神田委員、お願いします。

○神田委員 改正意匠法に則して検討を行う事項で、想定される主な論点案ということで挙げられているかと思っておりますが、現在挙げられている以外に、論点等不明点があれば、各回で挙げることは可能でしょうか。

○下村意匠審査基準室長 はい、ぜひよろしく願いいたします。こちらは主要なもののみを記載させていただきましたが、これから皆様とは多々意見交換をさせていただくこととなるかと思っておりますので、他に検討すべき論点がありましたら、お伝えいただければと思います。

○神田委員 ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

柏瀬委員、お願いします。

○柏瀬委員 従来、物品と言っていたものが、今回、物品、建築物、画像になるのですが、これを総称して、やはり物品と言うのでしょうか。お話の中で言葉の使い方が難しいのでちょっと確認したいのですが。

○下村意匠審査基準室長 今後は物品以外のものにつきましても保護対象となって参りますので、建築物、画像、物品の全てについて言及させていただく際には、これらをまとめ

て「物品等」という形で記載させていただくことがあるかと存じます。

○柏瀬委員 それでは物品等ということですね。

○下村意匠審査基準室長 はい。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

林委員、お願いします。

○林委員 本当はここで伺いするつもりはなかったんですけども、先ほどの他の委員の方からの質問に関連しまして、今日、第15回を皮切りに、年内は19回ないし20回までワーキンググループを予定されていると思うのですが、ここで議論する創作非容易性の部分などの議論は、今後も例えば事前意見交換会とか、次回以降のワーキンググループでも継続してさせていただけるということによろしいですね。

○下村意匠審査基準室長 そうですね、創作非容易性につきましては、本日の御審議事項になっていますので、まずはこちらで御検討をいただきまして、どうしてもはっきりしない部分等が残りましたら、ワーキンググループは複数回開催しておりますので、例えば次の回で継続審議ということも可能かと思っております。

それから、創作非容易性の要件につきましては、今回基本的な事項を先に検討しておりますが、新たな保護対象となってまいります建築物や画像につきましては、それぞれの項目のところで、それぞれの創作非容易性の考え方につきまして検討を行う予定でございます。その検討結果を踏まえて、振り返って本日検討を行います箇所についても再検討が必要になる場合も想定されますので、そのようなときにも、もう一度御審議いただければと思っております。

○林委員 分かりました。それであれば、今日ここで創作非容易性に関する審議事項が固まってしまうということでなければ、今日は細かいところまでの発言は控えさせていただくようにいたします。よろしく申し上げます。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしいですか。貴重な御意見ありがとうございました。

#### 意匠審査基準改訂の方針について

○黒田座長 それでは、次の議題に移りたいと思います。議事次第4「意匠審査基準改訂

の方針について」でございます。

事務局から御説明をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 それでは、資料3を御覧ください。

意匠審査基準の改訂の方針につきまして、ご説明させていただきます。

先ほどご説明させていただきましたように、今回、改正意匠法に則して、意匠審査基準の多くの章を書き換えることとなりますので、この機会に、構成や記載ぶりを、できるだけ読みやすく、分かりやすいものとしてはどうか、というご提案となっております。

まず、こちらの資料、1. のところでは、意匠審査基準の沿革を記載しております。

現在の意匠審査基準は、平成14年に、既存の意匠審査基準と、「平成10年改正意匠法意匠審査の運用基準」等に基づきまして、初版が発行されたものとなっております。

2. の「現行意匠審査基準の構成等に係る課題」についてご説明させていただきますが、意匠審査基準はその後、累次の部分的改訂を重ねてきておりまして、現在では全体の構成が複雑なものとなっております。ユーザーの方からは、次のページ2ページ目の、参考1に記載させていただきましたように、「日本の審査基準は過度に完璧を求めすぎており、あまりに詳細である。もっと一般的な表現にするべき。」といった、より分かりやすく、簡潔な記載を求める声もございますところです。

こうした状況に加えまして、近年は、一つの製品につきまして、ユーザーの皆様が、特許権や実用新案権、意匠権等を組み合わせて活用する傾向にございますが、出願の際、ユーザーの皆様が、ともに参照する特許・実用新案審査基準と意匠審査基準では、現状その構成が異なるものとなっております。

具体的には、参考2をご覧ください。左側が意匠審査基準の構成で、右側が特許・実用新案審査基準の構成となっております。意匠審査基準は、各部や章が、条文順に記載されています一方、特許の審査基準では、条文順ではなく、全体の体系が理解しやすい項目順にならべられております。

続きまして、参考3をご覧ください。

左側が意匠審査基準の、各章内の構成で、右側が特許・実用新案審査基準のものとなっております。意匠審査基準におきましては、こちらは、創作非容易性の章のサンプルでございますが、まず冒頭に関連条文や字句の解説、といった参照事項が記載されておりまして、続いて判断手法や事例が記載されております。他方、特実の審査基準では、まず冒頭に要件や条文についての概要が記載されておりまして、次いで、基礎となる考え方が明記されて

おります。それから、より具体的な判断手法、関連条文といった順で、大きなものから小さな事項の順で記載がなされております。意匠審査基準は、審査官やプロフェッショナルユーザーの方が字引的に参照するには向く構成となっておりますが、概要や基本的な考え方の記載が無い章もありまして、制度に不慣れな方々にとっては、体系的な理解が難しいとの声もございました。そこで、今回の法改正に則しまして、意匠審査基準の改訂を行う事項が多岐にわたりますことから、この機会に、こうした点を改善しまして、ユーザーの皆様にとっても、審査官にとっても参照しやすいものとするために、明確化と簡潔化の観点から、体系的な見直しを行ってはいかがでしょうか。

それでは、4ページ目にお進みください。こちらからが審議事項となりますが、4.の意匠審査基準等の改訂の方針案についてご説明をさせていただきます。ただ今ご説明させていただきました各課題や、ユーザーの皆様からの声をふまえて、今後の意匠審査基準の改訂方針を以下のとおりとしてはいかがでしょうか。

まず1点目は、「部分意匠に関する個別の章の削除と他の章への組み込み」でございます。枠囲いの中に記載してございますように、通常在意匠とは異なる個別の意匠に適用する審査基準として設けておりました、部分意匠の章を削除いたしまして、部分意匠の際に留意すべき事項につきましては、各章の該当箇所において、それぞれ明記することとしてはいかがでしょうか。

本年5月の意匠法施行規則の改正によりまして、部分意匠につきましては、願書の「部分意匠」の欄の記載が不要となりまして、全体意匠と異なる出願形式とする必要が無くなっております。加えて、本年の意匠法改正によりまして、組物の意匠についても部分意匠が認められることとなりました。現行意匠審査基準におきましては、他の通常意匠と異なる取扱いを行う個別の意匠審査基準の章といたしまして、部分意匠の章を設けております。しかしながら、こうした各法令の改正等によりまして、部分意匠と全体意匠について、審査上異なる取扱いをする必要が無くなっております。

また、現行意匠審査基準におきましては、部分意匠の章を他の章とは別個に設けておりますので、他の各章において、各条文の適用を部分意匠の場合にどのように行うかについて、部分意匠の章と相互参照する記載を設ける形式をとっております。そのため何度か基準を行ったり来たりしてご参照いただく必要がございます。また、各章と部分意匠の章の間で、一部重複した記載を行う必要も生じまして、意匠審査基準全体の長文化にもつながっております。

これらの点を踏まえまして、今後は、先ほどご説明させていただきましたように、部分意匠の際に留意すべき事項につきましては、各章の該当箇所において、それぞれ明記することとしてはいかがでしょうか。

続きまして、2点目、全体の構成の見直しでございます。

枠囲いの中に記載させていただきましたように、全体の構成につきましては、現行意匠審査基準の条文の順序に従った記載順序を改めまして、全体像を理解しやすく、かつ、審査等において考慮すべき事項の順にした構成としてはいかがでしょうか。

現行審査基準の全体構成は、先ほどご説明させていただきましたように、意匠法の各条文の順序に従い、各条の審査基準を順に記載したものとなっております。そのため、意匠法の各条の趣旨を十分理解した上で参照するには平易な構成でございますが、意匠制度に不慣れなユーザーの皆様にとっては、そのまま通読しても、意匠審査基準の全体像を把握することが難しい構成となっております。そこで、現在の条文の順序に従った記載順序を改めまして、意匠審査基準の全体像を理解しやすく、かつ、審査等において考慮すべき事項の順とした構成としてはいかがでしょうか。

また、先ほどご説明させていただきましたように、ユーザーの皆様が特許権や実用新案権、意匠権等を組み合わせて活用する傾向にございます点を考慮いたしまして、意匠審査基準の構成を、特許・実用新案審査基準と親和性のある構成としてはいかがでしょうか。具体的には、全体構成を、こちらの参考4の左側の列のとおりとしてはいかがでしょうか。

続きまして3点目、「各章内の記載項目の順序の見直し」でございます。枠囲いの中に記載させていただきましたように、各章内の記載項目の順序につきましては、関連条文や字句の解釈等の参照事項を冒頭に記載した上で、後段で判断指針となる項目を記載しております、現行の意匠審査基準の記載順序を見直しまして、冒頭に各条文の概要と判断の基軸となる考え方を明記することとしてはいかがでしょうか。

では、7ページ目にお進みいただきまして、4点目でございます。

各記載内容につきましては、詳細な内容の記載項目や手続的な事項は、意匠審査便覧等に記載することといたしまして、意匠審査基準全体の記載内容の簡潔化を図ってはいかがでしょうか。また、今後新規ユーザーの皆様が参照することを考慮致しまして、記載文の内容や用語使用についても、より平易かつ明瞭なものとしてはいかがでしょうか。

それから、最後に5.の「改訂後の意匠審査基準と意匠審査便覧等との関係」についてご説明させていただきます。

以上ご説明させていただきましたような、意匠審査基準の改訂方針に則しまして、改訂後の意匠審査基準と意匠審査便覧との関係を以下のように整理してはいかがでしょうか。まず（１）の意匠審査基準ですが、現行意匠審査基準と同様に、意匠法等の関連する法律の適用についての基本的な考え方をまとめたものいたします。こうした基本的な考え方を理解する上で必須となる事例については、意匠審査基準上に引き続き記載することと致しまして、より理解を深めるためのその他の事例等につきましては、意匠審査便覧へ移行して、裁判例の動向や出願傾向等に則して機動的な充実化が図れるようにしてはいかがでしょうか。続きまして、（２）の意匠審査便覧でございますが、こちらは、意匠審査業務を遂行するにあたり、必要となる手続的な事項や留意事項をまとめたものとなっております。今後は、審査基準で示された考え方を深く理解する上で有用となる裁判例等を掲載してはいかがでしょうか。

私からのご説明は以上となります。

○黒田座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見などございますでしょうか。

青木委員、お願いします。

○青木委員 まず、ユーザーフレンドリーというのはいいことだと思うんですが、一方で意匠法の場合、なかなかタイムリーなテキストや教科書などが出てきにくいジャンルかなと思っておりまして、かなり審査基準の内容は勉強というか、意匠法の内容を広めるには非常にいいものかなと思っていたので。簡潔化・明瞭化自体は結構だと思うのですが、あまり内容を落とし過ぎると、これはこれで今、果たしていただいている役割の、もしかするとちょっとダメージになるかなという気もしたので。

審査便覧との役割分担もお考えだということで、本当に中身を落とし過ぎちゃうとまずいかなという気もしたので、基準と便覧とうまく使い分けながら、そのあたりを調整していただけるといいかなと思いました。

○黒田座長 ありがとうございます。

○下村意匠審査基準室長 承知いたしました。貴重な御指摘ありがとうございます。

○黒田座長 ほかに何かございますでしょうか。

小山委員。

○小山委員 審査基準、確かに今、非常にボリュームがあって読みづらい点もあろうかというの十分理解しておりますので、簡素化されるというのはとても賛成だと思います。

今、5ページの特許と意匠の審査基準の大項目が挙がっているわけですが、私、知財の業界団体にいたときに、特許庁の意匠課と議論していても、どうしてもユーザーから見るとわからない言葉がありました。それが「認定」という言葉でこれが今回の第2部のタイトルに上がっています。

特許のほうにはそういうタイトルが入っていないみたいですので、私、特許のほうは詳しく読んでいないのですが、「認定」という言葉はもう少しユーザーフレンドリーな表現、あるいは説明を入れていただくといいのかなと感じました。

以上です。

○黒田座長 ありがとうございます。

○下村意匠審査基準室長 御指摘をありがとうございます。従来から使っておりましたので、私どもでは、その点について何も問題意識を持っておりませんでした。いただいた御指摘を踏まえまして、改訂後の基準では、例えば解説等を加えて、「認定」というのはこういうことだというふうに、趣旨がわかるように記載するべく留意してまいりたいと思います。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見などございますでしょうか。

お願いします。

○神田委員 「部分意匠に関する個別の章の削除」とありますが、部分意匠の特定方法として、部分意匠は位置、大きさ、範囲などの記載が部分意匠の章にあったと思うのですが、その内容がどのように反映されるのかがイメージが湧きません。それは各章に記載されるようなイメージで良いですか。

○下村意匠審査基準室長 はい。例えば例を申し上げますと、新規性の判断において他の意匠と対比する際に、部分意匠の場合は、実線で描かれた部分だけではなく、物品全体の形態の中において、意匠登録を受けようとする部分がどのような位置、大きさ、範囲にあるかということも考慮することとなっているのですが、現行基準の部分意匠の章に記載のあるそうした事項を、一般の新規性の節に書いたりですとか、創作非容易性の判断につきましては、そのような位置、大きさ、範囲とすることが、当業者にとってありふれた手法であるか否か判断しましょうといったことを創作非容易性の節に書いたりといった形で、それぞれの章に記載していくべきかと思っております。

○神田委員 重複した内容になったとしても、個々の章できちんと明確に記載されるとい

うことでよろしいですか。

○下村意匠審査基準室長 はい。

○神田委員 ありがとうございます。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、「意匠審査基準改訂の方針について」につきましては、いただいた御意見も踏まえつつ、基本的には資料3において整理した方向性に沿って、検討を進めていくことにいたします。事務局におかれましては、次回以降の資料作成の際にいただいた御意見を踏まえて、資料作成をお願いいたします。

#### 「創作非容易性」に係る意匠審査基準について

○黒田座長 それでは、次の議題に移ります。議事次第5「「創作非容易性」に係る意匠審査基準について」でございます。

事務局から説明をお願いします。

○下村意匠審査基準室長 それでは、創作非容易性に係る意匠審査基準の改訂について、ご説明をさせていただきます。関連する資料は、資料4から資料6となっておりますが、資料4は大部となっておりますことから、同様の内容を要約資料として資料5にまとめておりますので、こちらの資料を用いてご説明をさせていただきます。

それでは、資料5をお開きいただけますでしょうか。

まず、創作非容易性に係る、本年の意匠法改正の概要でございます。資料5の3ページ目をご覧くださいいただけますでしょうか。

こちらの青枠の中に記載いたしましたように、本年5月の意匠法改正によって、創作非容易性の判断の基礎とする資料につきまして、改正前は、出願前に国内外で「公然知られた」形状等と規定されておりましたものが、改正後は「公然知られた」に加えまして、「頒布された刊行物に記載された」ものと、「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」ものが加わることとなりました。今回の改正をもちまして、判断の根拠とする資料が、特許法の新規性・進歩性と、それから意匠法の新規性と同じものが対象となった次第です。

3ページ目にお進みいただきまして、こちらは改正前後の条文をご紹介したものとなっております。こちらの上の枠囲いの中が、改正前の創作非容易性要件の条文となっております。

ます。また、下の枠囲いの中が、改正後の条文です。

4ページ目をご覧くださいと、こちらは、改正の前後をご説明のために図式化したものでございます。改正前は、一番右側の青枠の中のものが、条文上、創作非容易性の判断の根拠とする資料として明記されておりました。改正後は、赤枠の中のものまでが対象となります。例えば上段の刊行物であれば、改正前は一番右にございますように、実際に不特定の方がご覧になったという事実があることが前提となります。他方、改正後は、刊行物が頒布されれば、引用の対象となります。下の段ウェブサイトの場合ですが、改正前は実際に不特定の者がアクセスしたものが、根拠とする資料の対象となっていました。改正後は、実際のアクセスがあったか否かを問わない形となります。

では、おめくりいただきまして、6ページ目にお進みいただけますでしょうか。

こちらから審議事項となりますが、今回の法改正の内容に則しまして、意匠審査基準を、以下のように改訂してはいかがでしょうか。青枠の中に書かせていただきましたが、「令和元年5月の意匠法改正の内容に則しまして、意匠審査基準上の「創作非容易性の判断の基礎とする資料」の項に、「頒布された刊行物に記載された」もの、及び「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」ものも当該資料に含まれる旨を明記してはいかがでしょうか。」

具体的には、下の枠にございますように、現行の意匠審査基準における書きぶりは、こちらのとおりでございますが、それを、一番下の枠の中のような記載ぶりとしてはいかがでしょうか。改正法の条文に則した形で、「日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合(形状等)又は画像」が対象である旨記載しております。

続きまして、7ページ目にお進みいただけますでしょうか。

今回の、判断の根拠とする資料の箇所の記載を改訂する機会に合わせて、具体的にどのような資料が「創作非容易性の判断の基礎とする資料」に該当するかについても意匠審査基準上に明記してはいかがでしょうか。その際、創作非容易性と新規性についての審査において留意すべき事項には重複する事項が多くございまして、特に両者の判断の基礎とする資料については、今回の法改正によりまして、多くの点で共通するものとなりましたことから、これらを統合し、「新規性・創作非容易性の審査の進め方」との節を設けて、この節において明記することとしてはいかがでしょうか。

なお、判断の基礎とする資料の公知日等の認定方法については、平成27年に全面改訂

がなされました特許・実用新案審査基準において詳述がなされているところです。種々の資料における公知日の認定方法等につきましては、同じ産業財産権法にあって、特許・実用新案法と意匠法との間で共通する点が多くございますので、両者において共通する事項につきましては、特許・実用新案審査基準における記載と同様のものとしてはいかがでしょうか。具体的には、以下の左側の枠内にごございます各項目について、意匠審査基準上に明記することとしてはいかがでしょうか。例えば、「刊行物に記載された」とはどのようなことをいうか、刊行物の発行日が、何年何月、としか書かれていない場合は、いずれの日を公知日として認定するか、といった事項となります。

さらに、特許・実用新案の新規性・進歩性に関する審査における子細な留意事項については、「特許・実用新案審査ハンドブック」に記載がなされております。具体的には、こちらの右側の枠内に記載してございます各項目です。意匠登録出願の新規性・創作非容易性の審査においても、これらの共通する留意事項につきましては、同様の内容を、意匠審査便覧に記載することとしてはいかがでしょうか。

例えば、ウェブページへのアクセスにパスワードが必要である場合の取扱い等でございます。

以上のところまでが、今回の意匠法改正に則した意匠審査基準等の改訂項目となります。

9ページ目にお進みいただきますと、こちらからは、意匠審査基準の明確化と簡素化のための見直し事項となります。

こちらの青枠の中に記載してありますように、現行意匠審査基準における創作非容易性の章は、主に条文の字句の解釈と創作容易と判断するものの例から構成されております。現状では、これらの記載を合わせ読むことによって、個別の案件について、創作非容易性の要件を満たしているか否かの判断を行うことが可能となっております。

他方、同章におきましては、規定の概要や、判断の基礎となる考え方、具体的な判断指針について、明文の記載がなされていないことから、制度に不慣れなユーザーにとっては、具体的な判断指針を参照することが難しい構成となっております。

加えて、同章は、平成10年の意匠法改正の内容に則した審査運用の指針として、平成14年当時に記載がなされたものでございますが、その後、現在までの十数年の間に、多くの審決や裁判例が蓄積してきておりますものの、それらに照らした改訂が行われておりませんでした。

そこで、同章の改訂にあたりましては、創作非容易性の概要や、判断の基礎となる考え

方を明記するとともに、近時の裁判例等に則した具体的な判断基準についても明記することとしてはいかがでしょうか。

具体的には、以下の枠内のような項目について、記載を行ってはいかがでしょうか。まず冒頭に、創作非容易性要件の概要、続いて判断の基礎となる考え方、さらに、具体的な判断手法を記載してはいかがでしょうか。

10ページにお進みいただきまして、具体的には、新たに追加する概要や判断の基礎となる考え方等につきまして、以下のような記載としてはいかがでしょうか。まず、冒頭の概要の記載案でございます。拝読いたしますと、

「意匠法第3条第2項は、出願された意匠について、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（以下、「当業者」という。）が容易に創作できる場合は、意匠登録を認めない旨を規定している。当業者が容易に創作できる意匠に排他的な権利を与えることは、産業やデザインの発展に役立たず、かえってその妨げとなるからである。審査官は、新規性についての拒絶の理由を発見しない場合のみ、この要件の判断を行う。この節では、出願された意匠の創作非容易性について、審査官がどのように判断するかを取り扱う。」との記載案となっております。

続きまして、②「判断の基礎となる考え方」でございます。

現行意匠審査基準中、「第4章 画像を含む意匠」の章におきましては、平成28年3月の意匠審査基準の改訂の際、画像を含む意匠の創作非容易性の判断手法の明確化がなされまして、多くの審決において明示的に記載されている判断手法を前提とした、判断の基礎となる考え方が明記されております。そこで、画像を含む意匠に係る章においてのみならず、一般的な創作非容易性の判断手法について記した章におきましても、同様に、判断の基礎となる考え方を、以下のように明記することとしてはいかがでしょうか。拝読いたしますと

「審査官は、出願された意匠が、出願前に公知となった構成要素や具体的態様を基礎とし、当該分野における「ありふれた手法」により創作されたにすぎないものである場合は、創作容易な意匠であると判断する。この判断を行う際、出願された意匠において、出願前に公知となった構成要素や具体的態様がそのままあらわされておらず、改変がなされている場合であっても、当該改変が、その意匠の属する分野における「よく見られる改変」に過ぎない場合は、審査官は、上記の場合と同様に、創作容易な意匠であると判断する。」との記載案となっております。

11 ページにお進みいただきまして、③「創作非容易性の具体的な判断」についてでございます。

創作非容易性の具体的な判断基準といたしまして、近時の裁判例や、審決例の動向に照らして、留意すべき以下の各点を中心に、具体的な判断指針を審査基準上明記してはいかがでしょうか。

- a) 創作非容易性の判断主体
- b) 創作非容易性の判断の基礎とする資料
- c) 出願の意匠に係る分野においてありふれた手法とよく見られる改変の例
- d) 当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について、の各項目でございます。

まず、「a) 創作非容易性の判断主体」につきましても、現行意匠審査基準においても明記がなされておりますので、改訂基準においても、記載を平易なものとしつつ、同様の内容を記載することとしてはいかがでしょうか。

具体的には、こちらの枠囲いの中に記載しましたように、「審査官は、出願された意匠の創作非容易性について、当業者の視点から検討及び判断する。当業者とは、その意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界において、当該意匠登録出願の時に、その業界の意匠に関して、通常の知識を有する者をいう。」と記載してはいかがでしょうか。

「b) 創作非容易性の判断の基礎となる資料」については、先ほど改訂案のご説明をさせていただきますので割愛をさせていただきます。

「c) 出願の意匠に係る分野においてありふれた手法とよく見られる改変の例」については、平成28年3月の意匠審査基準の改訂の際に検討が行われまして、現行意匠審査基準「第7部第4章 画像を含む意匠 74.4.3.2 当該分野においてよく見られる改変とありふれた手法の例」において明記がなされております。他方、創作非容易性の一般的な判断基準を規定した「第2部第3章 創作非容易性」の章においては未だ明記がなされておりました。

そこで、画像を含む意匠以外の一般的な意匠についても、当該判断基準を明確にするべく、今回新たに創作非容易性の一般的な判断基準を規定する章におきましても、「出願の意匠に係る分野においてありふれた手法とよく見られる改変の例」を明記することとしてはいかがでしょうか。

具体的には、一般的な物品等に普遍的に適用する判断基準となることを考慮しまして、14 ページ目の「ありふれた手法の例」記載案、及び15 ページ目の「よく見られる改変

の例」の記載案のように記載することとしてはいかがでしょうか。

それでは、一度12ページにお戻りいただきまして、d)の「当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について」でございます。

「当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について」は、平成28年3月の画像を含む意匠に関する意匠審査基準の改訂の際に、現行意匠審査基準において明記がなされたものの、創作非容易性の一般的な判断基準を規定した章においては明記がなされておられません。そこで、今回新たに創作非容易性の一般的な判断基準を規定する章においても、「当業者の立場からみた意匠の着想や独創性について」の内容を、明記することとしてはいかがでしょうか。

具体的には、拝読いたしますと、

「審査官は、出願された意匠の創作非容易性を検討する際、意匠全体が呈する美感や各部の態様等、意匠の視覚的な特徴として現れるものであって、独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想や独創性が認められる場合には、その点についても考慮する。ただし、審査官はこの判断を行うにあたり、特徴記載書や意見書の記載を参酌する場合は、出願当初の願書及び図面の記載から導き出される範囲のものについてのみ考慮する。」と記載してはいかがでしょうか。

続きまして、16ページ目にお進みいただけますでしょうか。創作非容易性の判断事例の整備についてでございます。

現行の意匠審査基準の創作非容易性要件に係る章に記載された各判断事例は、具体的案件への審査基準の潤滑な適用に資するものとなっております。しかしながら、当該各事例は、創作非容易性の判断基準が引き上げられた平成10年法改正時に、その原型について検討がなされたもので、その後長年改訂が行われておりません。そこで、近時の裁判例や審決例に照らしまして、各事例の内容の更新を行ってはいかがでしょうか。その際、以下の各点に留意して新たな事例を作成することとしてはいかがでしょうか。

1点目としまして、事例が難解なものとならないよう、日常生活において比較的になじみのある物品等により事例を作成する。2点目としまして、「ありふれた手法」のみに関する事例だけでなく、「ありふれた手法」と「よく見られる改変」とが組み合わせられた事例も提示する。3点目としまして、意匠審査基準上に記載する事例は、各要件の理解に必要となる代表的なもののみとし、より多くのその他の事例が必要となる場合は、意匠審査便覧上に適時追加する。

それでは、以降は事例のご紹介となりますが、

まず、17ページから19ページの左側にかけて、置換の意匠の例として、5つほど事例を記載しております。19ページ右側から20ページにかけては、寄せ集めの意匠の事例を3つほど記載しております。21ページ左側には、一部の構成の単なる削除による意匠の事例、その右側には、配置の変更による意匠の事例。22ページ左側には、構成比率の変更による意匠の事例、その右側には連続する単位の数の増減による意匠の事例。23ページには物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠の事例を記載しております。事例のご説明については以上となります。

最後に26ページ目、判断の参考となる裁判例の明確化につきまして、ご説明させていただきたいと思います。

今回、参考資料10としまして、創作非容易性に係る裁判例をご紹介させていただきましたが、現行の意匠審査基準においては、創作非容易性の判断基準の根拠となる裁判例が明示されておられません。しかしながら、創作非容易性に関する審決例や裁判例につきましては、年とともにその判断内容に変遷がございまして、時宜にかなった的確な判断を行うためには、裁判や審判における種々の具体的な判断事例を参照することが望ましいところです。そのため、ユーザーの皆様や審査官が、これらの判断事例に、容易にアクセスし得る環境があることが望まれます。

他方、意匠審査基準上に多数の審・判決例等を掲載すれば、審査基準自体が大部となり、要点の把握や、意匠審査基準全体の体系の理解の妨げとなりかねません。また、裁判例等の追加や更新の度に意匠審査基準の改訂が必要となって参ります。そこで、今般の創作非容易性に関する意匠審査基準の整備に伴い、その判断の基礎となる裁判例等のうち、代表的なものを、意匠審査便覧上に記載することとしてはいかがでしょうか。

私からのご説明は以上となります。

○黒田座長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見などございますでしょうか。

堀越委員、お願いします。

○堀越委員 公然知られた意匠の中で、「頒布された刊行物に記載」に加えて、「電気通信回線」が入りますけれども、これは通信ができるものという考え方ですか。

○下村意匠審査基準室長 そうですね、多分一番多く該当しますが、インターネットで公知になってしまった意匠等があるかと思えます。

○堀越委員 その場合、インターネットというのは、テレビみたいな機能も果たすもので、すから一方的な送信もあるわけですが、それらも含むことになるんですか。

○下村意匠審査基準室長 こちらの基準案を見ていただきますと、電気通信回線とは何ぞやということろちょっと解説させていただいている項目がございます。お手元に改訂意匠審査基準（案）としてお配りしている資料6をご覧くださいませでしょうか。こちらの21ページに、御質問の趣旨の基準案を記載しているところがございます。2.2のところ、「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」というところの解説を加えております。ここを拝読しますと「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」とは、電気通信回線を通じて不特定の者が見得るような状態に置かれたウェブページ等に掲載されたことをいう。」と書いています。

ここで言う回線というのは、一般に往復の通信路で構成された、双方向に通信可能な伝送路を意味するということで、一方向にしか情報を送信できない放送は「回線」には含まれないとされております。双方向からの通信を伝送するケーブルテレビ等は、「回線」に該当するというふうに規定していますので、こういった判断になってくるかと思えます。

○堀越委員 ということは、「通信」というのがキーワードになっているということですね。

○下村意匠審査基準室長 そうですね。

○堀越委員 はい、承知しました。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見などございますでしょうか。

神田委員、お願いします。

○神田委員 資料の10ページの概要の記載案ですけれども、意匠法第1条で「意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与する」となっており、今までのように「産業に役立つ」だったら判りますが、今回の審査基準案で「デザインの発展」という記載がございます。デザイン経営宣言の報告書についても同様ですが、「デザイン」という文言にいろいろな意味があることから、デザインということが何を意味しているのか、意匠に対するものだとは推測もできるのですが、ちょっと不明瞭な書き方のようなという印象を受けました。

○下村意匠審査基準室長 分かりました。そうすると、ここで「産業やデザインの発展」と記載せずに、「産業の発展」とシンプルに書いたほうがよろしいですね。

○神田委員 そうですね。「産業の発展」であれば、今までどおりで、あまり違和感はない

のですが、ここに「デザインの発展」として、デザインが加わったことに何か意味があるのか、ここをまずお伺いしたいと思います。

○下村意匠審査基準室長 創作が奨励されれば、世の中により良いデザインが増えるであろうということに過ぎず、特別な意図はございませんので、修正を検討したいと思います。

○神田委員 今回の審査基準検討において、急に「デザインの発展」と出たので不思議に思ったところです。

○下村意匠審査基準室長 分かりました。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見などございますでしょうか。

林委員、お願いします。

○林委員 先ほど、具体例等については引き続きいろいろ御相談させていただく機会をいただけるということではあったのですが、一部修正いただいた部分について、資料5に基づいてお話させていただきたいと思います。

資料5で記載いただいている17ページからの具体的な事例については、事前の意見交換会でもいろいろ協議させていただいたところですが、類似としての例なのか、創作非容易の例に当たるのかというところの線引きはなかなか難しいものがあるなと思っております。

ここについては今日、こういうふうにしてほしいということではないのですが、例えば21ページの配置の変更による意匠のところですか、室内灯用のスイッチプレートや、構成比率の変更で牛乳パックの例など、類似にあたると思われるようなものもあり、創作非容易性で用いる事例として適切なのかというのは、何となくまだもやもやとするので、引き続き検討いただきたいというのがあります。

それから、18ページに記載されている調理台の例ですが、多分これは誤記なのかなと思うのが、コンロ下の収納について、「よく見られる改変を加え」と記載いただいているのですが、ここは引き出しの形など変わっていないようなので、これは多分、修正されていないだけということですね。

○下村意匠審査基準室長 色のキッチンの引き出しが差しかわっているということですね。

○林委員 そうですね。

○下村意匠審査基準室長 分かりました。

○林委員 そこを御確認いただければと思います。どうしても審査基準にこうした具体的な事例が図示されていると引きずられてしまう傾向があると思いますので、こういった事

例を記載するかを引き続きぜひ、一緒に協議させていただけると大変助かります。

○下村意匠審査基準室長 今、新規性の事例と近づいてきてしまっているという御指摘をいただいたかと思うのですが、この点につきましては私どもも懸念をしております。いろいろな資料を行ったり来たりして申しわけございませんが、審査基準案の資料6の4ページに、こちらの各事例はいずれも新規性があるものを仮定した場合における判断の手法を模式的にあらわしたものですとの注意書きを入れております。配置の変更ですとか、構成比率の変更という手法については、その手法をご説明するための事例をお示しすると、往々にして類似になってくるケースが非常に多くございます。

資料6の各事例の下に、いずれも新規性があると仮定して、判断手法を模式的にあらわしたものですという注意書きを記載しております。ご指摘いただいた問題は、この注釈のところで解消していただくのかなと思っております。他方、事例のレベルにつきましては、私どもはもう少し複雑な事例を入れるべきかなという問題意識も持っておりまして、事例のレベルの問題につきましては、また引き続き次回も検討いただければと思っております。

○林委員 よろしくをお願いします。

○黒田座長 ありがとうございます。

小山委員、お願いします。

○小山委員 今の質問と若干かぶるのですが、やはり創作非容易性というところは、企業においても非常に大事なところですので事例3つと言わず、もっといろいろな事例を出して、もうちょっと分かりやすく説明していただきたいと思えます。

特に、実務上結構問題がある転用の事例が今回の場合には自然物とか、物品以外のものを転用した場合の例が挙がっていて、従来だったら物品を他の物品に転用した事例をもう少しここに出すか、あるいは便覧に出すとか、そこいらは実際、企業にとってはかなり重要なところだと思いますので、もう少し分かりやすい形で事例を御紹介いただくとありがたいかなと思えます。

○下村意匠審査基準室長 分かりました。そうしますと、今、御指摘いただいたのは、物品から物品の転用の例をもう少し増やすということですね。

○小山委員 そうですね、はい。

○下村意匠審査基準室長 この基準上か、あるいは便覧上でもっと事例を追加できればという方向で検討したいと思います。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに何か。お願いします。

○柏瀬委員 裁判例の記載の件でございます。便覧に載せていただくということでございますけれども、審査基準のほうにも関連する判例の番号だけでも載せていただきますと、判断のときに非常に役に立つかなと思っております。

便覧のほうを詳しく、審査基準のほうはなじみやすくというお話、先ほどの青木委員の御指摘もございましたが、どうも審査基準のほうは説明会などで配布されますので非常になじみがあるのですが、便覧のほうはホームページから見るということになりますので、どうも企業の人間からいたしますと、審査基準のほうになじみがあるんですね。ですから、最低限の情報を入れていただくということでお願いしたいと思えます。

○下村意匠審査基準室長 はい、分かりました。検討させていただきます。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに何か。お願いします。

○堀越委員 この「ありふれた手法」とか、「よく見られた改変」の例は、創作側からは大変ショッキングな言い方なんですけど、これは製品や商品の成熟度にすごく関係している。つまり成熟度というのは、技術的な進歩はこれ以上ないだろうとか、普及も一巡しているといったような、市場的に細かいところでの差異を競ってデザインをしている分野があります。

それとは別に、全くそういうものはなくて、まだまだ創作の可能性のある分野があるわけですが、そういう物品の製品・商品の普及度合いとか、技術の成熟度といったものも基準の中に入れるというお考えはあるんですか。

○下村意匠審査基準室長 まさにただ今御指摘いただきました点につきましては事前の意見交換の際に、他の先生からもご指摘をいただきました次第です。そこで、本日ご提示させていただきました改訂基準案に、そうしたところを留意するべく記載を入れております。

まずは、3ページの4.2.1のありふれた手法の例の2パラグラフ目のところで、「多くの物品分野に共通する主な「ありふれた手法」の例は以下のとおりであるが、審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う。」という記載を入れましたので、こちらに記載しただけが全て該当する分野もあれば、分野によってはある手法がありふれているとは言い得ないというものもあろうかと思えます。もう一つ、4.2.2のところにおきましても、同様の記載を行っております。よく見られる改変の

例につきましても、最後のパラグラフのところで、「審査官は、出願された意匠について、当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う」と記載をしておりますとおり、分野特性を考慮しながら判断をしていくという方針でまいりたいと思っております。

○堀越委員 はい、分かりました。

あと1点です。例として挙げるのは、ほかの委員の方からもお話がありましたように、例えば学生に説明するときや、何回も言いますが中小企業の事業者の説明するときなどは、文章よりもこういった事例のほうがふさわしいものですから、こちらはもう少し増やしていただくことが必要かなと思います。

それと、17ページのお鍋の例ですが、自社の場合は関連意匠で登録できますよね、そういう理解でよろしいでしょうか。

○下村意匠審査基準室長 こちらの節に記載させていただきました事例は、個々の事例が新規性があるものと仮定したものととなっておりますので、17ページの事例も、上の2つの意匠とは類似していないという仮定の下で、創作非容易性の判断手法を模式的に表した例となっております。こちらの事例の意匠が仮に類似するものである場合、改正後の関連意匠制度の下では、本意匠の公報が出た後にも、関連意匠の登録を受けることができるようになりますので、関連意匠に係る事例にもなり得るかと思いますが、こちらは、現状では創作非容易性の判断手法をお示しするための事例として記載しております。

○堀越委員 その部分の説明が要るかなと思ったんですね。というのは、片手鍋の取っ手の部分が、この製品のシリーズの一種の特徴、アイコンみたいな機能を果たしていて、これを他にも展開したいというケースはよく出てくるんですね。ですから、これは後の関連意匠の年限との関係が出てくるのですが、違う事業者がやった場合はだめと、自社でやっている場合はOKとか、何かそういった注釈が要るのかなと思いました。

○下村意匠審査基準室長 おっしゃるとおり、改正後の関連意匠の場合には、先行する公知意匠が、自己の本意匠等と同一又は類似する意匠であれば、新規性等の判断の基礎とする資料から除外されるといった規定があるのですが、関連意匠ではない場合、自己の公知意匠は、新規性喪失の例外手続を取らない限り、創作非容易性等の判断のときには引用の対象となってしまいますので、自己の意匠でありましても、そのまま、拒絶理由の引用意匠になってきてしまうことがあります。

○堀越委員 あり得るということですか。

○下村意匠審査基準室長 はい。先生がおっしゃってくださった点は、改正後の関連意匠

の場合は、今度自己の意匠が引例とならなくなる部分がございますので、その点につきましては、関連意匠の審査基準の章で、よくよく基準上明記させていただきたいと思います。

○堀越委員 はい、分かりました。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。お願いします。

○神田委員 条文案のほうで質問させていただきます。2 ページの創作非容易性の判断に係る基本的な考え方で、「ありふれた手法」により創作されたにすぎないものである場合は、「創作容易な意匠であると判断する」とあります。

○黒田座長 今、資料は何を見えていますか。

○神田委員 資料6の審査基準案で説明させていただいています。資料5で言えば10ページになります。この文面だと、「ありふれた手法」により創作されたにすぎないものである場合は、「創作容易な意匠であると判断する」と記載されているということは、「ありふれた手法」というのは絶対的な要素になるのか、総合的な判断のための要素になるのかが、判りづらいと思いました。

その後の考え方として、先ほど説明にありましたように、3ページの「ありふれた手法」の例を示した箇所で、「当該意匠の属する分野の創作の実態に照らして検討を行う」とあるので、総合的な判断のための要素なのかとも思うのですが、「判断する」と言い切つてあると、絶対的な要素のように感じてしまいます。「要素の1つである」との記載だとまた違うと思うのですが…。

特許審査基準掲載の進歩性の判断基準のところでは、「進歩性が否定される方向に働く要素」など、「要素の1つ」と表現されていることを考えると、限定した表現は、特許審査基準と書きぶりが違うという指摘を受けました。今回、特許審査基準と構成等を合わせる方向性と伺っていたので、質問させていただきました。

○下村意匠審査基準室長 こちらのありふれた手法というのは、創作が容易な意匠の代表例でございます。ご指摘のとおり、創作が容易と判断される意匠は、これに尽きるものではないと思っております。3ページにも書かせていただいたように、ありふれた手法の例自体もこれにとどまらず、これらの例が該当しない分野もあれば、もっとほかの手法がある分野もあるかと思っております。

当初の案では、よく見られる改変に関する一文と、ありふれた手法に関する一文とが続いた形になっていましたが、創作非容易性の判断の際に、より考慮すべきはありふれた手

法であり、それらを切り分けて記載した方が分かりやすいとのご指摘もいただきましたことから、本資料に記載させていただきましたように、二文に分けた記載とさせていただきます。一番の代表例をまずは一文目でお書きし、そこに何か他の要素が加わっても、なおも創作容易と判断するというような記載となっております。

○神田委員　すぐに整理ができないので持ち帰り検討します。ありがとうございます。

○下村意匠審査基準室長　先生から御指摘いただきました点は、一文目の記載を見ると、特段の含みを持つ記載でもありませんので、ありふれた手法だけが何か絶対的な判断基準、それしかないかのように見えるというところですね。こちらの書きぶりを修正して、他の要素もまだあるんですということがわかるような記載とすることができないか、検討してみたいと思います。

○神田委員　はい、お願いします。

○黒田座長　ありがとうございます。

ほかには大丈夫でしょうか。

青木委員、お願いします。

○青木委員　時間があれかもしれないので手短にですが。まず1つ目が、従前あった「公然知られた」と「広く知られた」を2つ、審査基準で分けていたと思うのですが、今回の改訂ではそこは気にしないようにして、ただ最後、審査官側から出さなきゃいけない資料かどうかと、そこでちょっと影響があるという意味合いでよろしいんですか。

○下村意匠審査基準室長　はい。これまでの基準には、「広く知られた」と記載しておりました。平成10年の意匠法改正前までは広く知られたもののみが、創作非容易性の判断の根拠となる資料となっておりますので、こちらが平成10年の改正法で「公然知られた」と改正されましたときに、「広く知られたものは除外されるのですか」という御質問もいただいた次第です。そこで、これまでの基準には、「公然知られた」レベル以上のものは引用対象であり、「広く知られたもの」もそれに入ることがわかるように両方併記しておりました。

それから、もう十数年がたちまして、「公然知られたもの」には当然に「広く知られたもの」も含まれるであろうということは、皆様御理解いただけているかと思しますので、今回はシンプルに条文をそのまま記載するような形とさせていただきます。

○青木委員　これはまだ自分自身、煮え切っていないので何とも言えないのですが、創作非容易性の判断主体のところ、資料6の2ページの2. の4行のあたりですが、多分も

ともとの意匠の審査基準でずっとこうされてきたんだと思うのですが、「当業者とは、その意匠に係る物品を製造したり販売したりする業界において、当該意匠登録出願の時に、その業界の意匠に関して、通常の知識を有する者をいう。」となっていて、これは特許のほうのいわゆる進歩性との関係での当業者の規定ぶりとはちょっと違うような感じがある。これは意匠なればこそなのかどうかというのは、私自身もまだ考えが煮詰まっていないので、あまりここで「この辺はおかしいよ」と言うつもりはないのですけれども、特に製造したり販売したりする業界というあたり等、もしかすると特許と比較して広めにとっているような印象もあったので。このあたり、もし御感触があればということですかね。

○下村意匠審査基準室長 この点につきましては、今回、基準の明確化、簡潔化の観点から、こちらの記載を創作についての知識のみに絞って記載するという点も検討したのですが、当業者というときには、創作はもちろんのこと、その業界の全ての知識を知っている者であるという意味合いで、その知識は創作だけに限られないであろうということから、従来の記載を維持させていただきました。今回の改訂において、基準上の記載ぶりを限定的な形に変えますと、また新しい解釈になってしまう可能性もあり、現行基準の記載のままとさせていただきます。

○青木委員 私も全然煮え切っていないところがあるので、もう少し考えてみたいと思います。ありがとうございました。

○黒田座長 ありがとうございました。

ほかは大丈夫でしょうか。お願いします。

○柏瀬委員 先ほどの神田委員の御意見ともちょっと関係するのですが、「ありふれた手法」という言い方が、非常に意匠独特であると感じております。今回、「ありふれた手法」と「よく見られる改変」と分けて書いてあることについてでございますが、なじみのない人間からしたら、どちらがどちらかわからないというのは従前のおり。

ただ、勉強してきた人間には、この「ありふれた手法」というのは、今まで1から幾つまであって、これでこれでというのは勉強してきたものなのでこのまま残すほうがいいのかなと思いつつ、これを何かうまく、慣れない方にも分かりやすい表現の仕方がないのかなというのは感じたところでございます。御検討いただければと思います。

○下村意匠審査基準室長 分かりました。現行基準の他の章では、こちらの文言を使っておりますが、確かに、これまで皆様と意見交換させていただきましたところでは、両者の主従関係が分かりにくいという御指摘もいただいております。もしかすると、両者の表現

ぶりが近いからなのかもしれませんので、用語につきましては、より分かりやすいものがないかどうか等につきましても検討してみたいと思います。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかは大丈夫でしょうか。お願いします。

○林委員 資料5の7ページで御説明いただいています、審査基準の改訂の「創作非容易性の判断の基礎とする資料」に該当するかについての判断基準」のところの改訂についてですけれども、今回このように書きぶりを直していただいて、大変分かりやすくなったと思います。ありがとうございます。

でも、こちらの特許・実用新案の審査基準で、今、参考資料7、8と上がっているのは、多分8、9の条ずれがあるかなと思うのですが、いただいた参考資料を拝見させていただいて内容を確認したのですが、引用されたウェブページ等の情報に疑義がある場合、どういう対応が可能かというところを、ハンドブック等でも細かく書いていただいているのですが、審査基準の資料6の22ページの(2)のbで、「出願人から具体的根拠を示しつつ反論がなされ」と書いていただいているのですが、皆さんが納得される具体的根拠というのはどの程度のものかというのも、意匠版ハンドブック的なところに、何となく記載はいただける予定でしょうか。

○下村意匠審査基準室長 意匠の審査便覧に記載させていただこうかなと思っておりまして、こちらのスライドの右側の枠囲いにあります3項目を今のところ予定しております。ウェブページ等へのアクセスのパスワード整備の場合、それから、ウェブページ等に掲載されている事項は公衆に利用可能であるか否かについての例、それから3点目、ウェブページ等に記載されている事項の改変の疑義が極めて低い場合と疑義がある場合の取り扱いと。これらと同様のケースを掲載させていただこうかと思っております。

公知日の認定について、具体的な証拠を示しつつ、反論がなされている各ケースにつきましては、審査をしておりますと、本当に広範な例が考えられると思いますので、今のところは、基準や便覧上にはどのようなものにも対応できる、一般論を記載させていただきます。特実のハンドブックにつきましても、これに対応するところの具体的な事例までは本文中に記載がございませんので、現在のところでは便覧本文に記載する事項として考えておりませんでした。もしも、具体的な事例が今後必要ということであれば、便覧の備考の部分につきましては、今後事例の拡充がフレキシブルに行えるかと思っておりますので、裁判例等、実際の実例がたまって参りましたら、そちらに挙げていくことは可能かと思ってお

ります。

○林委員 はい、分かりました。以前の小委員会かワーキンググループか忘れてしまったんですけれども、やはりウェブページ上の日付の記載とか、本当にこれが正しいのかって、怪しいものが結構あふれていると思いますので、こちらとしてどういったことをすればもう一回再考していただけるのかというところは、具体的に示していただけると大変助かります。よろしくお願いします。

○下村意匠審査基準室長 分かりました。

○黒田座長 ありがとうございます。

まだ、御質問、御意見などがある方もおられると思いますが、ほかに予定されている議題もございますので、本ワーキンググループにおける「創作非容易性」に係る意匠審査基準について」につきましては、皆様からも検討を進めていただくことに特段の御異論はないものと理解しておりますので、本日頂戴しました御意見を踏まえつつ、資料5等を修正し、次回、さらなる検討を進める時間を設けさせていただくこととして、次の議題に進めていきたいと思っております。

#### 物品区分表の廃止に伴う運用変更について

○黒田座長 次は、議事次第6「物品区分表の廃止に伴う運用変更について」でございます。事務局から説明をお願いします。

○下村意匠審査基準室長

それでは、物品区分表の廃止に伴う運用変更について、ご説明をさせていただきます。関連する資料は、資料7から資料9となっておりますが、資料7は大部となっておりますことから、同様の内容を、要約資料として、資料8にまとめておりますので、こちらの資料を用いてご説明をさせていただきます。それでは、資料8をお開きいただけますでしょうか。

まず、1ページ目をご覧ください。物品区分表の廃止に係る、本年の意匠法改正の概要でございます。こちらの青枠の中に記載いたしましたように、本年5月の意匠法改正によって、「現行意匠法第7条における、経済産業省令で定める「物品の区分により」の部分が削除され、意匠登録出願の方法については、経済産業省令に委任されることとなりました。」こちらの左側の二重枠囲いの中に、現行の意匠法第7条の条文を記載しておりますが、こ

ちらが、右側のと通りの記載となりました。

なお、この、意匠法第7条の改正項目の中には、複数意匠一括出願の許容と、本日も検討いただく、物品区分表の廃止との、2つの改正事項が含まれております。複数意匠一括出願については、この改正により、手続的な面での変更はございますものの、審査の運用について直接関係する事項はございませんので、本ワーキンググループでの検討の対象外とさせていただきます。本日は、審査の内容に直接関わります、物品区分表の廃止に伴う運用変更についてご検討をいただきたいと思っております。

まず、現状の物品区分表をとりまく状況についてご説明させていただきます。現行意匠法では、意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分によりしなければならないと規定されておまして、これを受けて、意匠法施行規則別表第一では、約2,400の「物品の区分」が規定されております。この物品区分表は、登録が認められる物品の粒度の目安を示すことによって、出願手続や審査を円滑化し、先行意匠調査等の審査の便宜を図るといふ、という趣旨により設けられております。現状では、物品区分表の区分と同程度の区分を記載していない出願については、意匠法第7条に規定する要件を満たしていないとして、物品自体が明確であっても拒絶理由の対象となる事例があり、権利化の遅延につながっております。

近年では、現行法が制定された昭和34年と比べて格段に多様な新製品が次々と市場に流通するようになっておまして、現状では省令改正による物品区分表の更新では機動的に対応することが困難となっております。さらに、ユーザーの皆様からも、製品等の多様化に伴い、意匠に係る物品を、現状よりも自由に選択したい、という声が上がっております。

現状、意匠に係る物品の欄の記載が物品の区分表やその備考に従っておらず適切でないことによって拒絶理由の対象とされる意匠登録出願は年間800件を超えておまして、ユーザーの皆様にも多大な手続負担が生じていることを考えますと、これを見直すことは喫緊の課題でございました。

この課題に対し、産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会で検討が重ねられまして、報告書「産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて」においては、物品自体が明確である場合には、物品区分表の区分と同程度の区分を記載していないことを拒絶理由の対象としないようにすべきこと、及び、物品区分表については、より機動的な見直しが可能となるよう、出願時に物品の区分を記載する際の参考となるような物品区分

表に類するものを告示等で整備することを検討すべきことが報告されております。

改正意匠法第7条が委任することとなりました省令につきましては、今後、物品区分表が削除され、一意匠の対象となる基準が記載されることが予測されます。そこで、2ページ目にお進みいただきまして、本ワーキンググループでは、以下の2点について検討を行ってはいかがでしょうか。

まず、一つの出願に含める意匠の内容が広範に過ぎるものとならないよう（ア）としまして、出願された意匠の物品等の用途及び機能の明確性の判断基準について検討してはいかがでしょうか。また、（イ）としまして、「出願時に物品の区分を記載する際の参考となるような物品区分表に類する告示等」について、どのような点を考慮しつつ作成するかについても検討してはいかがでしょうか。

なお、意匠登録出願は意匠ごとに出願し、一つの出願に二つ以上の意匠を含めてはならないとの要件に関する判断基準につきましては、昨年開催いたしました、意匠審査基準ワーキンググループにおいて、その明確化について検討をいただきまして、当該検討結果に則した改訂意匠審査基準が、本年1月10日以降の審査に適用されております。

他方、今般意匠法の保護対象が拡充されまして、第8条が規定する組物の意匠についての運用を見直す必要がございますこと、及び、一意匠の考え方について、一層柔軟な対応を行って欲しいとのご要望が寄せられていることを踏まえまして、次回以降開催する意匠審査基準ワーキンググループにおいて、組物の意匠の登録要件等と併せて、改めて対応の方向性について検討を行うこととしてはいかがでしょうか。

それでは、3ページ目にお進みいただきまして、（ア）の「意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性に係る判断基準」についてご検討いただきたいと思います。

現行意匠法施行規則別表第一の物品区分表は、登録が認められる物品の目安を示すことにより、出願手続の円滑化及び審査における先行意匠の調査等の効率化を図るという、手続と審査の便宜のために設けられております。例えば「花瓶」と記載すべきところを、「陶器」と記載した場合は、より広範な意匠の出願を認めたのと同じの結果を生じさせてしまうことから、現行制度においては、意匠法第7条に基づく拒絶の対象となっております。

意匠の認定を容易なものとするためには、「意匠に係る物品」の欄の記載によって、意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が、明確に示されていることが望ましいところです。

他方、意匠に係る物品の欄に「陶器」と記載しているものの、願書のその他の記載や、

願書に添付された図面等を総合的に判断すると、「花瓶」であることが明らかである場合も  
ございます。

したがって、「意匠に係る物品」の欄の記載のみでは、十分に意匠登録を受けようとする  
意匠を特定することができない場合であっても、願書のその他の記載や、願書に添付され  
た図面等を総合的に判断することで、意匠登録を受けようとする意匠の、意匠に係る物品  
等の用途及び機能を明確に認定可能な場合は、意匠に係る物品等の明確性において、問題  
が無いものと取り扱うべきではないでしょうか。

4 ページにお進みいただきまして、(イ)の「物品区分表に類する告示等の作成に関する  
考慮事項」でございます。物品区分表に類する告示等を作成するにあたっては、以下の各  
点を考慮することとしてはいかがでしょうか。

1 点目、現行の物品区分表を基に、出願頻度に応じた入れ替えを行う。その際、近年登  
録された意匠のうち、出願頻度の高いものを追加し、過去20年間登録実績の無いものは  
原則削除してはどうでしょうか。

2 点目、意匠法改正による保護対象の拡充に則した物品名等を追加

3 点目、各物品等の記載順序については、国際意匠分類（ロカルノ分類）のクラス順と  
する。

4 点目、日本語及び英語の両方の言語で公表する。

5 点目、製品等の出現状況に合わせ、必要に応じて改訂を行っていく。

続きまして、5 ページ目をご覧ください。こちらからは、意匠審査基準の明確化と簡潔  
化のための見直し事項となります。

意匠審査基準上の「一意匠一出願」の章の改訂にあたっては、今回の法改正に則して、  
既存の概要欄の記載を修正するとともに、判断の基礎となる考え方を新たに明記すること  
としてはいかがでしょうか。具体的には、以下の各項目を明記することとしてはいかがで  
しょうか。

1. 意匠法第7条の概要、2. 意匠ごとに出願されたものであるか否かの判断、3. 意  
匠ごとに出願されたものであるか否かの判断に係る審査の進め方、4. 意匠に係る物品等  
の用途及び機能の開示についての判断、5. 意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性  
についての判断に係る審査の進め方。

6 ページ目にお進みいただきまして、各項目の記載については、それぞれ以下のような  
内容としてはどうでしょうか。

まず概要については、こちらのページに記載させていただいたような内容としてはいかがでしょうか。1段落目が7条の条文の趣旨、2段落目と3段落目は、この要件の判断が必要以上に厳格となりすぎないように、審査官に注意喚起をする記載となっております。最後の2つの段落は、今回の改訂内容に関わる記載となっております。こちらの最後の2つの段落を拝読しますと、「上記の要件に加えて、同規則においては、一つの意匠権の内容が広範に過ぎるものとならないよう、意匠登録を受けようとする意匠は、用途及び機能が明確なものでなければならないとの要件をも規定している。審査官は、出願された意匠が、この要件を満たしているか否かを判断するにあたり、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載のみならず、願書のその他の欄の記載及び願書に添付された図面等を総合的に判断し、意匠登録を受けようとする意匠の物品等の用途及び機能を明確に認識できる場合は、この要件を満たしたものと判断する。」との記載案となっております。

続きまして、7ページ目にお進みいただきまして、4. 1として「意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性についての判断に係る基本的な考え方」の記載案でございます。

こちら、拝読いたしますと、「意匠登録を受けようとする意匠は、意匠に係る物品等の用途及び機能が明確なものでなければならないこととされている。審査官は、出願された意匠について、意匠に係る物品等の用途及び機能が不明である場合や、多数の物品等を含み得るような不明確なものである場合は、この要件を満たしていないと判断する。審査官は、第6条が願書に記載する事項として規定する「意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途」は、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載で明らかにすることが原則である点に留意しつつも、出願された意匠が、この要件を満たしているか否かについては、「意匠に係る物品」の欄の記載のみならず、願書のその他の記載及び願書に添付された図面等を総合して判断を行う。」と記載する案となっております。

なお、4. 2の「意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確なものの例」の記載案として、以下のものを挙げております。

(1) 願書の「意匠に係る物品」の欄の記載についてですが、a 意匠の属する分野において、日本語（国際意匠登録出願の場合は英語）の一般的な名称として使用されていないもの、と記載しています。

例えば、フランス語やスペイン語等、日本語以外の言語によるもの、国際出願については英語以外の言語によるもの、また、一般的な名称として広く認識されるに至っていない省略名称、商標や商品名等の固有名詞を付したのものなどについては、今後も拒絶理由の対

象とすべきではないでしょうか。ただし、日本語の場合、アルファベットによる略称表記、例えば、「LED」、「DVD」等を含むものであっても、一般的な名称として使用されているものである場合には、問題のないものとして扱うべきではないでしょうか。

b としまして、用途及び機能を何ら認定することができないもの、例えば、意匠に係る物品の欄に、「物品」ですとか、「もの」といった記載がなされている場合がございますが、これらについては、拒絶の対象としてはいかがでしょうか。

また、(2) としまして、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、出願された意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができないものの例を記載しております。こちら8ページ目の3つの事例でございます。

左側の事例が産業用部品ですが、これについてはどのような部品であるかわからず、用途及び機能が不明であるとの事例となっております。真ん中のものは装飾部品、右側のものは支持フレームと言っていますが、それぞれいずれも具体的な用途と機能が不明確な例となっております。

9ページに進んでいただきまして、4.3 意匠に係る物品等の用途及び機能が明確なものの例を記載しております。まず、(1) 願書の「意匠に係る物品」の欄の記載として適切なものの例としましては、先ほど御説明をさせていただきました「物品区分表にかわる告示の意匠に係る物品等の例を参照すること」と記載しております。

続いて(2) 願書の「意匠に係る物品」の欄の記載のみでは、出願された意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を明確に認定することができないものの、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、用途及び機能を明確に認定することができるものの例を記載しております。

こちらに2つ、具体的な事例を記載しております。左側が「食器」という物品名となっておりますが、現状では、意匠に係る物品の欄の記載が「食器」というだけで、意匠に係る物品の区分よりも上位概念のものであることから、拒絶の対象となって参ります。他方、こちらの事例では意匠に係る物品の説明の欄に、「これは食卓用皿である」と書いてありまして、図面の記載もそれに整合するものとなっておりますので、このようなものについては、今後登録とすべきではないかということでございます。

事例2は「履きもの」の例でございますが、現状では、「履きもの」という記載自体が不明確ということで拒絶の対象となりますが、今後は「履きもの」と書かれておりまして、図面を見ますと短靴と分かりますので、このまま登録できるのではないかと、という案とな

っております。

私からのご説明は、以上となります。

○黒田座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御質問、御意見などございますでしょうか。

お願いします。

○小山委員 確認させていただきたいんですが、分類表が省令別表のものではなくて柔軟に、かつ登録例からインプットされるという点では、非常に使いやすくなっていて、ありがとうございます。

特許庁の意匠分類の説明を見ると、意匠審査において的確な検索サーチのため、あるいは企業における意匠調査のために開示し、物品の類否判断のものではないということで、それは変わらないと思うのですが、まだ具体的な分類状況も見えないのですが、私たち企業からしますと、今度はロカルノ分類に入っちゃいますし、じゃあ、現行分類、データも定義等のひもづけがないと、広範の企業におけるサーチにおいて使いにくくなってしまうということがあります。せつかく別表から離れた以上は、ロカルノ分類以外に、今までの現行分類や定義、データにひもづいた一覧表で開示していただくとありがたいのかなと思います。

○下村意匠審査基準室長 御指摘ありがとうございます。先生がおっしゃっていらっしゃるの、検索キーとしての分類のお話でいらっしゃいますか。

○小山委員 そうですね、はい。

○下村意匠審査基準室長 物品区分表は、意匠に係る物品の欄にどのような記載をするのが適切かというお手本のようなものとなっております、検索キーである分類とはまた趣旨の異なるものとなっております。こちらの区分表の方を今回廃止いたしまして、新たな告示という形で作成したいということでございます。

○小山委員 じゃあ、これに、いわゆる見え方としては、どこかでリンクしたものが。

○下村意匠審査基準室長 現在の意匠分類では、当該分類に含まれる物品として、具体的な物品がそれぞれ記載されていますが、その中には、現行の物品区分表に記載されている物品は全て記載されております。ですので、区分表に記載のあるものについては、当該区分の記載で検索しますと、対応する分類がどれかというのがわかるような関係になっております。今回、こちらの区分表を廃止して、新たな告示を作成しました場合も、例えば現在の分類表の物品名の例のところに出てくるような形で——こちらで推奨しているのに、

こちらで分類が検索できないということがないように、できるだけここに取り込むことを担当に伝えて、留意してまいりたいと思います。

○小山委員 なぜ、そういう質問をさせていただいたかといいますと、前回もちょっと事例を出させていただいた、ペットボトルがたまたまここにあるので。実は、ペットボトルという物品名で10件弱の登録例があります。あと、ボトル。それから包装用容器が非常に多いんですね。「用」がつかない包装容器でも何百件と登録があります。

これが今の基準ですと、登録例という形で包装容器の分類などが出てくるわけですね。企業サイドから見ると、どの表現を使っていいのかというところがありますので、やはりその定義なり分類にひもづいていないといけないのかなと思います。

あともう1点、この中で「粒度を合わせる」という言葉が使われているのですが、今の別表を見ましても、末端の物品名が上位概念の物品名と同じ物品名が結構あるんですね。やはりそこいらというのは、当業の方は十分お分かりいただけと思うんですが、中小企業みたいにいろいろなことをやっていく、あるいは弁理士さんもそうだと思うのですが、そういったときに商品分類によって粒度が違うという点がありますので、粒度の精査についてもこの場で開示いただいて、議論させていただくといいのかなと思います。

○下村意匠審査基準室長 御指摘ありがとうございます。現行の物品区分表につきましては、比較的大まかなところと、細かいところがあるという御指摘は、過去から皆様よりいただいているところです。今回新たに作成する告示につきましては、できるだけそういった点にも留意しまして改訂を行っていきたいと思います。

○小山委員 よろしくお願ひします。

○黒田座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。お願いします。

○柏瀬委員 今回、物品等の機能、用途というのが願書の記載と、それから願書に添付した図面とを総合的に判断すればということになっておりますけれども、建築の業界の間はあまり意匠になれておりませんので、検索する際に、キーワード検索をする場合が多いと思うんですね。分類表を使いこなすのは、やはりこなれてこないと難しいなど。

そういたしますと、図面だけで機能、用途が判断できるようなものと、キーワードにひっかかってこないということがございますので、願書の記載ですが、その文章の中に機能、用途がある程度物品等と物品の説明で表現されるようにしていただくことが望ましいなと感じております。

○下村意匠審査基準室長 御指摘のように、ユーザーの皆様は先行文献の調査等が必要になりますので、検索できないとなると、大変お困りになるということは十分承知しております。この運用を行いましても、審査官が物品等の具体的な用途及び機能の認定ができないと登録をしませんので、まずは物品等の用途及び機能の認定を行います。その上で、そうした認定に基づきまして、検索キーである詳細な分類をつけてまいります。分類付与の際は、意匠に係る物品の欄の記載が上位概念のものである場合であっても、その他の願書の記載や図面の記載等から、より具体的な用途と機能までを認定した上で分類をつけますので、分類で検索していただければ、審査官が認定したとおりのものが、全て検索いただけるかと思えます。

○柏瀬委員 今回の私の質問は、分類を使うことが初心者には難しいというお話でございます。キーワード検索で引くことが、これから建設業界の人間にとって、まず最初から勉強を始めて、調査をしていという事で、キーワードでやる場合が多いので、その場合に、キーワードに何も書いていないと検索ができないという質問でございます。

○下村意匠審査基準室長 用途や機能が願書と図面の記載上から明らかである場合、審査において検索の便宜のために拒絶理由をかけるのは、拒絶の理由が存在しないのに拒絶理由通知をご通知することとなってしまいますので、できないものと考えております。そうすると、もしもお困りの点があるとするれば、皆様が分類の検索キーをお探しいただきやすい環境であるかどうか、ということではないかと思えます。

○柏瀬委員 そうですね。例えば、そういった環境を御用意いただくとか、あるいは審査基準の中に書き方ということで、この程度のことは書いてくれよということを記載していただくということもお願いしたいと思っております。

○下村意匠審査基準室長 分類の参照につきましては、例えば1回でも登録があった記載ぶりであれば、J-PlatPat の意匠のテキスト検索において、説明ですとか物品名等をキーワードで検索していただくことが可能でございます。そちらでヒットしたところの案件の分類を見ていただくと、該当する分類がお分かりになるかと思えます。そういった機能がございますことは、新たなユーザーの皆様にも説明会等で分かりやすく周知してまいりたいと思えます。私どもは全国で説明会も開催しておりますので、そうした機会におきましても、分かりやすく説明してまいりたいと思えます。

○黒田座長 時間が迫っていますが、何かございますか。

では、手短にお願いします。

○神田委員 柏瀬さんの御質問に関連することですが、総合的に審査官の方に認定していただくというところで、審査官がどのように認定したかを登録査定等にご書いていただき、J-PlatPat の経過書類等で見られるようにして頂きたいと思い、発言させていただきました。

○下村意匠審査基準室長 分かりました。登録査定の際に、審査官の具体的な認定を何か書き込むということは現状できないのですが、登録査定とともに全件お送りさせていただいております通知書の中には、この分類で登録になりますということが査定時にわかるように具体的に記載しておりますので、そちらで詳細な認定がどのようになったかというところがご確認いただけるかと思っております。

○神田委員 ありがとうございます。

○黒田座長 時間も迫っておりますので、手短にお願いします。

○青木委員 すみません、1点だけ。

最後のスライドの9ページの履きものの事例ですが、念のための確認ですが、履きものとして来ているけれども、特許庁の審査のフェーズでは、これは短靴だとわかると理解されて、短靴として審査し、短靴として登録をするという御趣旨なんですね。

○下村意匠審査基準室長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○青木委員 そういう意味では粒度は拡大したわけではなくて、先ほど来、粒度についていろいろばらつきがあるというのは前提としつつも、従前の粒度を維持する、単に表記が間違っているというだけの話で進めていかれるという御趣旨ですね。

○下村意匠審査基準室長 はい、そのとおりでございます。

○青木委員 分かりました。

○黒田座長 ありがとうございます。

まだ御質問などおありになる方もおられるかと思いますが、お時間の関係もございまして、本ワーキンググループにおける「物品区分表の廃止に伴う運用変更について」につきましては、皆様からの検討を進めていくことに特段の御異論はないものと理解しておりますので、本日いただいた御意見を踏まえつつ、資料8等を修正し、次回さらなる検討を進める時間を設けさせていただくこととして、次の議題に進めさせていただきたいと思っております。

## 今後の予定

○黒田座長 最後に今後の予定について、事務局からお願いします。

○下村意匠審査基準室長 今後の予定につきまして、御説明をさせていただきます。

本日、冒頭のところで資料2に基づきまして、今後の具体的なスケジュールをお伝えしたところでございますが、次回は9月4日14時から16時を予定しております。会場につきましては本日と同じ庁議室を予定しておりますが、詳細につきましては追って事務局から御連絡をさせていただきます。

○黒田座長 ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、第15回意匠審査基準ワーキンググループを閉会いたします。本日は長時間御審議いただきまして、まことにありがとうございました。

閉 会